

平成26年

南会津地方環境衛生組合議会  
全 員 協 議 会

南会津地方環境衛生組合議会

## 平成 26 年南会津地方環境衛生組合議会全員協議会

### 協 議 事 項

平成 26 年 8 月 25 日 (月) 午前 10 時 50 分開会

- 1 開会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 協議事項
  - (1) 火葬場使用料金の統一について
  - (2) 西部地区し尿等収集業務許可について
- 4 閉会

### 出席議員 (11 名)

1 番	五十嵐	司	議員	2 番	佐藤	勤	議員
3 番	山岸	フミ子	議員	4 番	渡部	忠雄	議員
5 番	室井	亜男	議員	6 番	湯田	良一	議員
7 番	酒井	右一	議員	8 番	高野	精一	議員
9 番	星	嘉明	議員	11 番	佐藤	一美	議員
13 番	芳賀	沼順一	議員				

### 欠席議員 (2 名)

10 番	星	登志一	議員	12 番	齋藤	邦夫	議員
------	---	-----	----	------	----	----	----

### 説明のための出席者

大宅宗吉	管理者	目黒吉久	副管理者
星学	副管理者	芳賀美恵子	会計管理者
渡部啓一	事務局長	近藤美智夫	事務局次長
阿部妙子	総務課総務係長兼財政係長		

### 書 記

山内泰生	総務課財政係副主査
------	-----------

開会10時50分

**◎開 会**

○芳賀沼順一議長 それでは、只今より全員協議会を開催いたします。



**◎会議録署名議員の指名**

○芳賀沼順一議長 本会は、会議規則で定められた全員協議会でありますので、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、

6番、湯田 良一君、

7番、酒井 右一君を指名します。



**◎協議事項の説明**

○芳賀沼順一議長 さっそく、協議事項の説明を事務局長にお願いします。

○渡部事務局長 はい。議長。

○芳賀沼順一議長 はい、事務局長。

○渡部事務局長 議会に引き続きで大変申し訳ございませんが、全員協議会の協議事項、資料1に基づいてご説明をさせていただきます。

まず、表紙をめくっていただきまして、1ページでございますが、今回ご協議頂く部分につきましては火葬場の利用料金の統一ということで東部地区と西部地区の火葬料金の関係でございます。

まず、目的でございますが、東部の町民の方が西部斎苑を利用する場合、管外扱いでの取り扱いと現在なっております。

逆に、西部の町民の方が、東部聖苑を利用する場合も同じく管外扱いの取り扱いというようなことになっております。

今現在組合が統合されたことなどによりまして、同一管内での料金の統一というような声が一般町民の方から聞こえてございました。

東部、西部、お互いがそれぞれの施設を利用しても管内扱いというようなことの取り扱いで今回ご協議願いたいという内容でございます。

次が、現在の運用状況でございますが、今ほど目的の方で申しましたとおり、使用料金の管外扱いについては一番最初の少し色塗りされている部分の内容でございます。

今回もう一点変更になる部分が、一番下で塗りつぶされております霊柩車の運行範囲はそれぞれ貴組合管内とするというような取組みで、現在で進められております。

料金統一になった場合、その下でございますが、料金統一後の運用方法ということで、こちらは変わる部分が色塗りされている部分でございます、死亡者または申請者が南会津地方環境衛生組合管内、南会津町、下郷町、及び只見町に住所を有する場合は管内扱いとする。お互いの火葬場を使用しても管内扱いの取扱うという内容でございます。

管外扱いにつきましては今までの取扱い同様、区域外からの使用については管外扱いとすることは変更ございません。

もう一点変更になる部分が、霊柩車の運行でございます。

東部聖苑の場合、霊柩車は委託業者が運転を行っております。

西部地区に関しましては、火葬を実施する家庭の方、親族の方で霊柩車を組合が貸出しておりますので、それぞれが運転をして、斎場との往復を行っている状況でございますが、東部聖苑の場合、霊柩車の運行時間が1日4回、時間で言いますと1番目が9時に出棺、2番目が11時出棺、3番目が13時出棺、午後1時出棺、4回目が午後2時30分出棺というような形で霊柩車の運行時間が定められてございます関係上、東部の霊柩車は西部地区に行く時間的余裕がございませんことから西部地区の霊柩車をそのまま貸出できるというような文言を但し書きで設けたものでございます。

続きまして、2ページ目のこちらの方が料金を統一した場合の件数の増減予測ということで、おおまか概算ではございますが、数字の件数を表したものでございます。

過去4年間、地区別火葬件数は次のページ、3ページにまとめてありますが、表1のとおりでございます、東部聖苑、火葬件数が4年間平均で313

件でございまして、管外、西部地区からの火葬件数は4年間で14件でございました。平均しますと6件程度でございます。

次が西部斎苑、管内で4年間の平均は199件でした。東部地区から西部斎苑の火葬場を使った件数は0件でございました。

そのようなことから、仮に管外、西部地区の件数実績で1番件数の多かった平成24年度実績を使用した場合でも年間6件ほどの増ということで見込まれるというような、今までのデータ結果でございます。このような結果で管外扱いが管内になったとしても、6件増えたとしても10件程度かな、という見込みで組合としてはおります。そうしますと、東部地区と西部地区に関しましては東部地区で、東部斎苑で火葬を西部の町民の方がやるというようなことが大半でございますからここで10件ほど増えたとしても東部聖苑の火葬業務に関してさほど影響は出ないだろうということで、今回、西部地区の町民の方が東部聖苑で火葬を実施しても管内扱いとするという内容の取り決めまたその逆もありますが、東部地区の町民の方が何らかの理由で西部斎苑で火葬をしても管内扱いで取り扱うというような内容の取り決めをしたいというのが今回の協議の提案でございますのでよろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 ただいまの質問に対して質問、ご意見等があればお願いします。ございませんか。

○5番室井亜男議員 はい。

○芳賀沼順一議長 5番、室井亜男君。

○5番室井亜男議員 はい。ちょっと聞きたいんだけど、一番下の霊柩車の貸し出しをすることができるという言葉を考えて時に、旧田島下郷、東部の人が運転するよというような場合に、その霊柩車というバスに、10人とか15人とか乗れるんですか。普通のバスみたいに乗れるんですか。

○近藤美智夫次長 はい。

○芳賀沼順一議長 次長。

○近藤美智夫次長 御棺の他に乗れる人員は5名です。

○5番室井亜男議員 5名ぐらいですか。

○近藤美智夫次長 はい。

○芳賀沼順一議長 5番、室井亜男君。

○5番室井亜男議員 はい、わかりました。東部の方でも貸してほしいというときに空いている場合には貸してもらえるとということですね。

もう1つ考えていただきたいなって思うことなんですが、東部聖苑の火葬場ができた時に私がこの衛生組合の議員をやっている関係上、1番最初、あそこの火葬場の料金を考えた時に何を基準としてやるかというようなことを考えた場合に、この時に国民健康保険から出る、亡くなった時に役場の窓口に行ってお悔み料というお見舞金というのが国民健康保険から今も出てるようになってございます。

あの時に、忘れもしないのですが国民健康保険から27,000円出るということでその火葬料金をそのまま27,000円移行した。

ようするに、役場の窓口から右手で27,000円を頂いて、左手に持ち替えて火葬料を払ったと、こういうような形になるかと思いますが、そうすると、この40,000円というものの、今40,000円払っている訳ですが、やはり国民健康保険から40,000円出たものをそのままやると。じゃあ現在一昨年あたりから国民健康保険から出るお金というのは50,000円になった。ということを経験した場合に、私はこの衛生組合の年間の予算というのを見た場合に月に1億、年間12億かかっているというやはり莫大な金額がかかっている訳でございますので、やはりそれ相当の住民の人たちにもやはり多くの負担というものを考えた場合に、私は国民健康保険から出る、今、50,000円もらって40,000円払って10,000円プラスになっている訳でありますから、50,000円に値上げをするべきではないか、そのように今後検討するべきではないかと。

管理者の方から、一言お願いいたします。

○芳賀沼順一議長 管理者。

○大宅宗吉管理者 はい、お答えしたいと思います。

今あの、火葬利用料金の件でみなさんにご相談申し上げているところでございますけれども、やはりこの衛生組合の負担金というものは今後私たちのそれぞれの町で大きな負担になってくると私は思います。

そういう意味でその料金の設定だったり経費削減であったり、運営、これは全般的にしっかり検討していかなければならないと思っております。

そういう意味で火葬料金の設定の、前々の基準というものでお話をしてい

ただきましたけれども、それも、その分もあり、またいろいろなごみの問題であったり、それからし尿の問題であったりと幅広く我々の組合は生活に関する、直接的な影響の大きい部分を事業としているものでありまして、受益者負担といえますか、そのようなこともいずれはみなさん方に色々と説明をしながらご理解を頂くよう時期も来るのかなと思います。

この料金の設定の仕方は色々であろうと思いますので、その辺も含めてこれからの予測をした中でこの組合の、どのような事業をしてどのように料金を決めていくのか、これを検討していく必要があると思いますので、そのようなことを今後検討したいと考えておりますので、議員の方々にもご理解をお願いしたいとこのように思います。

なお、地域の人たちにもこういう状況だということ、先ほどのごみの減量の問題ではないんですけれども、やはり負担金の問題であったり、行政の問題、そういうものをしっかり地域の皆さんにもしっかり理解していただくことがまず第一でありますので、その辺を含めて町を通して連携を密にしてその辺をみなさんに理解していただくことをやっていきたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ほかに質問がないようでありますので、この件につきましては事務局案により決定し事務を進めていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 次に協議事項（２）の内容の説明を事務局長にお願いいたします。

○渡部事務局長 はい。議長。

○芳賀沼順一議長 はい、事務局長。

○渡部事務局長 それでは、引き続きまして、資料２の方をご覧いただきたいと思っております。

こちらの表紙をめくって頂きますと１ページ目、本事項につきましては西部の衛生センター、し尿処理施設でございます、し尿の汲み取り業務、これの民間移行についてということでございます。

現在までの経過でございますが、組合統合検討委員会において平成27年3

月で汲み取り従事職員3名中2名、それと施設職員1名が定年退職ということから平成28年度から汲み取り業務を東部地区同様、民間移行するという計画がなされたわけでございます。

それらの事がありまして、現在進めている中で、浄化槽法第10条に規定されております、年1回の浄化槽の清掃、点検も入っておりますが、これについては福島県浄化槽協会及び構成町等での広報活動の実施により一般家庭の浄化槽清掃が増加傾向となっております。

さらに当初より懸念されておりました、汲み取り車両、こちらの方の老朽化によりまして修繕期間が頻繁に重なる状況が現れ始めてございます。

そのようなことから、民間移行についてでございますが、上記のような経過状況によりまして、一般家庭の汲み取り件数が時期的に集中する現象が今現在現れております。

現在の組合の体制では処理しきれない状況になりつつあるということから、町民の方に大変ご迷惑をかける状況等になりかねないということで、1年前倒しして早期に民間移行したいというような協議内容でございます。

次が、民間移行で許可業者等についてでございますが今現在ははっきりして申請があったわけではありませんが、少なくとも只見町の管内から1業者、南会津町の西部地区管内から1業者、東部地区から1業者、やってもいいよというような内容で声が出ている部分がございます。

次が、経費の試算でございますが、こちらにつきましては平成25年度につきましては決算書により算出いたしまして、平成26年度につきましては当初予算ベースで積算を行っております。平成25年度、平成26年度の積算をもとに平成27年度、平成28年度の試算を行いました。

大変申し訳ございませんが、資料4ページとなっておりますが、資料3ページの間違いでございましたので訂正の方をお願いいたします。

続きまして2ページでございます、こちらの方が当初、組合統合時点で検討委員会の方で計画を実施した計画の内容でございます。

これの一番下の部分に西部地区のし尿の、西部地区のし尿収集業務ということで平成25、26、27年度で準備調整、28年度4月から民間移行というような計画で実施したものでございますが、こちらを1年前倒しして27年4月か



ら民間移行を実施したいという協議内容でございます。

続きまして3ページ、こちら先ほども申しました試算をした結果でございます、あくまでも概算でございます。先ほども申しました通り25年度につきましては決算ベース、26年度につきましては当初予算ベース。26年度をもとにしまして27年、28年度を試算したものでございます。

直営で運営した場合でございますが、27年度、こちらの方でし尿汲み取り料、7,870,000円、浄化槽清掃手数料、30,192,000円。収入を合わせまして、38,062,000円。

歳出の方でございますが、人件費でございますが、先ほど申しましたとおり、直営で実施した場合、今、組合で保有している汲み取り車両が5台ございます。

こちらの方をフル稼働いたしますと、何とか現在の所は間に合う状況なのですが、職員3名を貼り付けで収集を実施している関係上、このまま直営でやる場合にはあと2名ほど増して、車両5台でフル稼働で間に合わないのではないかとということで、職員2名増で算出いたしました。

それと、タンク載せ替え費用8,000,000円、車両新規更新12,000,000円ほど載せてございますが、車両等、こちらもしきほど説明しましたとおり、かなり古い車両でございましてタンク載せ替え部分が初年度2台分実施したいということで8,000,000円、車両更新の方がこれ1台分の更新で12,000,000円、そちらを歳出合わせまして61,119,000円ほどかかるのかなと。

こちらは、歳入歳出差引きいたしまして23,057,000円、こちら、収入の方が上回っている状況でございます。

28年度でございますが、こちらと同じような考えで収入につきましては27年度と同じ見積もりを行ったものでございます。

歳出につきましては、タンク載せ替えと、車両更新こちらの方を4,000,000円と8,000,000円で積算いたしまして歳出合計、53,119,000円、歳入差し引きで15,557,000円、これもまた歳入を上回ってございます。

こちらの関係で上回ってございますが右側、民間移行した場合でございます。

こちらの方は歳入の方で、し尿汲み取り、浄化槽汲み取りこちらの方がな

くなりますのでこちらの方は収入の方で見込まれません。

ただ、施設の方に投入されます投入手数料、こちらの方同じ算出、料等計算いたしまして1,336,000円ほどの歳入の見積もり内容でございます。

歳出でございますが、27年度1年間、職員3名現在残っておりますので、人件費として21,691,000円歳入歳出差引で20,355,000円というような、歳出の方が多くなるっていうような計算でございます。

28年度につきましては、収入の方は同じ考えでございます、逆に歳出の方は人件費がなくなりますのでこちらの方は0というような計算で算出したものでございます。この28年度から投入手数料の1,336,000円、こちらの方が収入として上がるというような内容でございます。

直営と、民間移行した場合を比較いたしましたのが、その下に載せました表でございます、27年度直営、民間と比較いたしまして2,702,000円ほどの経費がかからなくてすむという内容でございます。

28年度も同様、16,393,000円の経費削減が見込まれるっていうような内容でございます。

続きまして4ページ目でございますが、こちらの方参考までに県内の一部事務組合のし尿汲み取りの状況を調査したものでございます。

11団体調査いたしまして、直営で実施している団体が3団体ございました。

この3団体の中でも1団体は許可と直営、許可が9社、あと1部直営というような状況で、4番目の団体では直営と許可の方が1社というような内容でございました。

すべて直営で実施しているというのが6番目の田村広域圏組合さん、この1団体でございます。

以上のような県内の状況でございます。このようなことから西部地区のし尿の汲み取り、こちらの方を1年前倒しで27年の4月から民間移行したいような内容でございますのでご協議の方よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 ただいまの説明に対して、何か質問、ご意見等があればお願いいたします。ありませんか。

○5番室井亜男議員 はい。議長。

○芳賀沼順一議長 5番、室井亜男君。

○5番室井亜男議員 民間移行するのはいいんだけど、今度3名の職員が残る。

27年度、21,691,000円。ですから、59歳ということですか。年齢を教えてください。

もう1つは、合併はしてもいいけれどもこの3名が残る、この人たちが仕事が1年間だけさすけなくあのかどうか。仕事がなくなったのではとても置くわけにはいかないだろうから。どういう風にするんだか。または、今回例えば、只見だとか、西部だとか、そういう業者が新しく参入しても良いということで、そういうことでもって、こういう人たちを雇ってくれるなんて言うことも考えるのかどうか。この3名の処分についてちょっと教えてほしいんですが。あと年齢も。

○渡部事務局長 はい。議長。

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部事務局長 まず、職員の年齢でございますが、3名今従事しているうちの2名が59歳で、27年3月いっぱい定年退職。それと施設に1名退職者がおります関係で3名が退職者ということで、1名は現在52歳でございますのでこちらは施設の職員と変わりました施設の方に入って頂く、もしくはほかの部署との絡みもございまして、それはその後に進めて行きたいと思っておりますが、27年度の職員の勤務状況というようなことございまして、実は一気に許可業者で汲み取りをしてもらうってことを当初計画の段階では考えておったのですが、1年間、許可した新たな業者に指導期間というような期間を設けたいということもございまして。その部分で、毎日その業務をするわけではございませんので、今現在東部なりごみ処理施設もそうですし、し尿処理施設も職員の方、定数減で実施しておる関係上、仕事がなくなるというようなことはございまして、すべて日常の業務をこなしていただきながら、し尿汲み取りの方の指導の方に当たって頂くというような対応で仕事の方は進めて行きたいと考えております。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。ほかに質問はございませんか。

[「なし。」という者あり]

○芳賀沼順一議長 質問がないようですので、本件につきましては事務局長案により決定し、事務を進めていただくということでよろしいでしょうか。

[「はい。」という者あり]

---

**◎閉会の宣告**

○芳賀沼順一議長　それでは、これもちまして全員協議会を終了いたします。  
大変ご苦勞さまでした。

---

閉会　11時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員